

議案第67号

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例

世田谷区立郷土資料館条例（昭和39年7月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条の表午前9時から正午までの項中「1,260円」を「1,620円」に改め、同表午後1時から午後4時30分までの項中「1,470円」を「1,890円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の表の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。